

市が定義する市民活動について

市民活動とは

自らのためではなく、**地域や社会をよくするために非営利でおこなう公益性のある活動**

市民活動の定義

以下をすべて満たす活動・事業を“市民活動”と定義します。

- ・大和高田市に住まう会員以外の“一般市民”のために企画された活動・事業
※交流センターでの市民活動は、事前に市と実施に向けて協議済の活動・事業
- ・団体の持つ資源（技術、人材、知識等）が活かされた活動・事業（会員向けのレッスン、会合は対象外）
- ・非営利の活動・事業
- ・誰でも参加できる活動・事業（ただし、定員など設けるのはあり）
- ・一般市民に向けて広く情報を発信し、日時等を告知して実施する活動・事業

市のビジョンにおける市民活動の位置づけ

市民交流センターの位置づけ

<開館当初>

“失われる活力を取り戻すために、市民と行政がそれぞれの持つ資源や能力を活かして連携・協働”
(条例の設置目的)

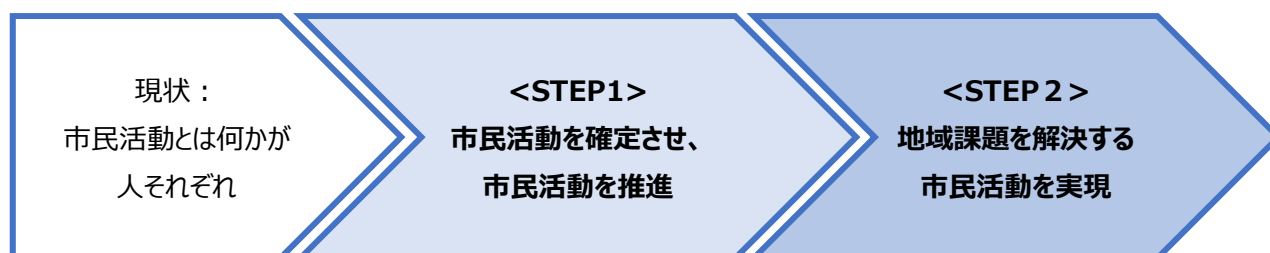
<現在>

“学生たちとの連携・協働による取組を積極的に推進することにより、学生たちとの関わりを深め、関係人口の拡大、発展に努めます。”

“第2期総合戦略からのボランティア活動・市民協働活動の育成支援をさらに発展させ、地域が抱える課題を解決するため、子育て支援や健康づくり、居場所づくりなどを主体的に行う人材の育成や団体の組織化、活動をマネジメントするリーダーとなる人材の育成を行い、その活動を支援します。”

(いずれも、大和高田市デジタル田園都市構想総合戦略、2025年3月策定)

⇒ **市民活動が、地域課題の解決の一助となる活動に発展していくことを求めている**



市民活動団体の条件

以下をすべて満たす団体等を「市民活動団体」とする

- ・本市のまちづくりに寄与する意思がある
- ・市民活動団体部会に所属する意思がある
- ・市民活動を行う意思（実績）がある
- ・他の登録団体と交流・連携する意思がある

市民活動（及び市民活動団体）のインセンティブ

・利用申込のタイミングを優先する

市民活動 ： 6 月前

市民活動団体 ： 4 月前

市内／市外／営利 ： 3 月前

- ・市民活動団体の行う市民活動は、市が**広報等**について支援する